

利用料金の特例措置について

トワイライトルームの利用料の仕組み

トワイライトルームの利用料は、下記の 2 種類から成り立っています（減免が適用されている方は、下記金額の半額です。）。

①選択事業に係る利用料（月額）

- ・ 18 時までの利用：1,500 円
- ・ 19 時までの利用：6,500 円

②一時利用（※）に係る利用料

- ・ 1 回の利用につき 1,000 円

※一時利用とは、選択事業の登録をされていない方が 17 時以降に利用される場合と、18 時までの選択事業の登録をされている方が 18 時以降も利用される場合のことをいいます。

このうち、①の選択事業に係る利用料は、実際の利用日数にかかわらず、一律に、上記金額がかかります。



しかし、新型コロナウイルスの影響で、トワイライトルームへの参加を、ご自宅で保護者が見守ることができない場合に限るようお願いさせていただいている状況も踏まえ、「トワイライトルーム選択事業利用実績申告書」を利用した翌月の 15 日までにルームに提出していただいた方には、特例措置として、利用実態に即した金額とさせていただきます。

注意

「トワイライトルーム選択事業利用実績申告書」の提出が必要です！



特例措置

原則：現在適用されている金額

特例措置：その月の選択事業時間帯（＝17 時以降）の利用回数が少なく、仮に、その利用が全て一時利用だったとした場合に、選択事業の利用料よりも、その金額の方が安くなる場合は、保護者の方からの申告に基づき、その金額を適用します。



裏面へ

特例措置のイメージ

① 減免がないケース

選択事業の登録時間帯	本来の選択事業の利用料	当該月の選択事業時間帯の利用日数	一時利用とした場合の利用料	決定する利用料
18時	1,500円	1日	1,000円	1,000円
18時	1,500円	2日	2,000円	1,500円
19時	6,500円	5日	5,000円	5,000円
19時	6,500円	7日	7,000円	6,500円

両者を比較して安い方の料金を適用します！

② 減免が適用されているケース

選択事業の登録時間帯	本来の選択事業の利用料	当該月の選択事業時間帯の利用日数	一時利用とした場合の利用料	決定する利用料
18時	750円	1日	500円	500円
18時	750円	2日	1,000円	750円
19時	3,250円	5日	2,500円	2,500円
19時	3,250円	7日	3,500円	3,250円

両者を比較して安い方の料金を適用します！

※ 一時利用に関しては、利用された翌月に、後払いの形で請求させていただくものであるため、当初から一時利用として申し込んで利用された分に関しては、通常どおり、1回1,000円（減免の場合は500円）の利用料とさせていただきます。